

○博物館の登録に関する規則

(昭和27年7月10日教育委員会規則第7号)

改正 昭和45年1月28日教育委員会規則第2号 平成7年4月3日教育委員会規則第5号
平成20年11月14日教育委員会規則第21号 令和元年10月18日教育委員会規則第6号
令和3年3月31日教育委員会規則第1号 令和5年3月24日教育委員会規則第1号

博物館の登録に関する規則を公布する。

博物館の登録に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第22条に基き、博物館の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(登録)

第2条 法第11条の規定により登録を受けようとするときは、別記第1号様式による登録申請書を熊本県教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

第3条 委員会は、登録の審査に当り、実地調査及び学識経験者の意見を徴する等、審査の適正を期さなければならない。

第4条 登録は、別記第2号様式の登録原簿に法第14条第1項に掲げる事項を記載してするものとする。

(登録事項の変更)

第5条 博物館の設置者は、登録申請書の記載事項について変更するときは、あらかじめ、別記第3号様式により委員会に届け出なければならない。

(廃止)

第6条 博物館を廃止したときは、その設置者は、速やかに別記第4号様式により委員会に届け出なければならない。

(公表)

第7条 委員会は、次に掲げる場合において、その都度必要事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

- (1) 法第11条の規定により登録したとき。
- (2) 法第15条第2項の規定により登録を変更したとき。
- (3) 法第19条第1項により登録を取り消したとき。
- (4) 法第20条第2項により登録を抹消したとき。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和27年4月1日から適用する。

附 則(昭和45年1月28日教育委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年4月3日教育委員会規則第5号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある用紙については、平成8年3月31日までは、これを使用することができる。

附 則(平成20年11月14日教育委員会規則第21号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(令和元年10月18日教育委員会規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日教育委員会規則第1号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則の規定による改正前の様式により提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の様式により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の補正を加えて使用することができる。

附 則(令和5年3月24日教育委員会規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日（次項において「施行日」という。）前にされたこの規則による改正前の博物館の登録に関する規則（次項において「旧規則」という。）第2条の登録の申請であって、この規則の施行の際、まだその登録をするかどうかの処分がされていないものについての登録の処分については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第4条の登録を受けている又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の登録を受ける博物館は、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、この規則による改正後の博物館の登録に関する規則第4条の登録を受けたものとみなす。当該博物館の設置者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録をするかどうかの処分がある日までの間も、同様とする。

別記第1号様式(第2条関係)

別記第1号様式

[別紙参照]

別記第2号様式(第4条関係)

別記第2号様式

[別紙参照]

別記第3号様式(第5条関係)

別記第3号様式

[別紙参照]

別記第4号様式(第6条関係)

別記第4号様式

[別紙参照]